

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第2四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	チェーン1ほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	9,373,320	令和4年7月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	灰クレーンバケット（平野工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	22,000,000	令和4年7月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	火格子#1ほか2点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	10,340,000	令和4年7月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	じん芥クレーンバケットほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	48,400,000	令和4年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	加熱脱塩素化処理装置用部品1ほか2点（平野工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	4,111,800	令和4年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	バケット用爪（平野工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	3,300,000	令和4年8月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	ろ過式集じん装置用ろ布（西淀工場）買入	産業用機器	(株)タクマ	15,510,000	令和4年8月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	灰クレーンバケット（八尾工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	17,050,000	令和4年8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	触媒（西淀工場）買入	産業用機器	(株)タクマ	57,420,000	令和4年8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	ピースカッターほか36点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	61,952,330	令和4年9月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	固定火格子ほか8点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング(株)	16,072,100	令和4年9月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	エアリフトポンプほか14点（西淀工場）買入	産業用機器	(株)タクマ	1,620,740	令和4年9月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
13	脱硝反応塔用触媒ほか3点（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング(株)	58,305,500	令和4年9月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

チェーン1ほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入するチェーン1ほか1点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破砕施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（平野工場）買入

2 契約の相手方

（株）福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する灰クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却された焼却灰を積出するためのものである。当工場の灰クレーンバケットは（株）福島製作所で製作されたものである。したがって、本製品の形状寸法、材質、他の構成品との関連及び灰クレーン設備との操作制御については当該会社のみが知りうるものであり、他社では灰バケットの品質や性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、（株）福島製作所製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

灰クレーンバケットは（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、（株）福島製作所と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

火格子# 1 ほか 2 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する火格子# 1 ほか 2 点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) が設計施工した八尾工場の焼却設備を構成する機械設備の一構成部品であり、本部品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーンバケットほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入予定のじん芥クレーンバケット・粗大クレーンバケットは、(株)福島製作所製であり当該会社独自の技術により製作されたものである。

(株)福島製作所が、じん芥クレーンバケット・粗大クレーンバケットを設計時より協議・調整のうえ本製品を作成したため、クレーン本体の関連機構との詳細な関係は当該会社のみが熟知し、他社において製作は不可能である。

(2) 業者選定理由

本製品は(株)福島製作所が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品を(株)福島製作所に特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1. 案件名称

加熱脱塩素化処理装置用部品 1 ほか 2 点（平野工場）買入

2. 契約の相手方

日立造船株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化処理設備で使用している、日立造船株式会社製「加熱脱塩素化処理装置」の専用部品であり、他社では加熱脱塩素化処理装置への取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1. 案件名称

バケット用爪（平野工場）買入

2. 契約の相手方

株式会社 福島製作所

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場のクレーン設備に付属するじん芥クレーンで使用している株式会社福島製作所製「じん芥クレーンバケット」の専用部品であり、他社ではクレーンバケットへの取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、株式会社福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、株式会社福島製作所と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するろ過式集じん装置用ろ布は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（八尾工場）買入

2 契約の相手方

株式会社 福島製作所

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入する灰クレーンバケットは、灰ピット内の焼却残渣をつかむ他、灰汚水沈殿槽の堆積物をつかみ搬出するためのもので（株）福島製作所で製作され、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作不可能である。したがって、（株）福島製作所の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本製品は（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、（株）福島製作所と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

触媒（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する触媒は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された触媒脱硝設備の一構成部品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

ピースカッターほか36点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するピースカッターほか36点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

固定火格子ほか8点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する固定火格子ほか8点は、J F Eエンジニアリング(株)の設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

エアリフトポンプほか 14 点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するエアリフトポンプ及びエアリフトポンプ構成部品は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたプラント排水ろ過器の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

脱硝反応塔用触媒ほか3点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入予定の脱硝反応塔用触媒ほか3点は、排ガス中の有害ガス低減等を目的として、J F Eエンジニアリング（株）と（株）日本触媒により開発・設計された触媒脱硝装置の主要構成部品、J F Eエンジニアリング（株）と倉敷紡績（株）により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品及びJ F Eエンジニアリング（株）と（株）共立合金製作所により開発・設計された無触媒脱硝装置の主要構成部品ある。

本製品の形状寸法や材質などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。

よって当該製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、J F Eエンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）